

整理番号 37

決裁	会派代表者	西本	経理責任者	田内	経理担当者	栗本
----	-------	----	-------	----	-------	----

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 005

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース代 (平成30年6月分)		
年月日	平成30年6月5日~平成 年 月 日	金額	28,998 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

*月額リース料金 (68,726 円) から重量税、任意保険料等政務活動費非対象経費を除いた金額 (57,996 円) に 1/2 を乗じた額を充当する
計算根拠等は平成30年4月証拠書 整理番号5を参照のこと

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
活動費と私用で按分	57,996 円	1/2	28,998 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 38

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(岡本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	FMしまだコーナー料及び送金手数料		
年月日	平成30年6月8日～平成 年 月 日	金額	48,816 円

目的	定期的に県政、地域情報を報告する
使途	平成30年5月分コーナー料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を通じて得た様々な情報を広く伝えることができる

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
30-06-08	23442	通帳送金
記号	[REDACTED]	
*****	[REDACTED]	
取扱番号		
N058		*48,600
島田信用金庫 本店営業部 普通 916955 カ) エフイーエムシマダ		
送金料金	*216円	
振込予定日	30-06-08	
サノアイコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	48,816円	100%	48,816円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒 426-0132
静岡県藤枝市本郷286

御 請 求 書

平成30年5月31日

No. XXXXXXXXXX

佐野 愛子 様

株式会社 FM島田

代表取締役社長 八木 和夫

〒 427-0042

島田市中央町5番の1 プラザおおるり3F

TEL:0547-34-1765 FAX:0547-34-5700



2018年5月度

期間 2018/05/01~2018/05/31

ご請求額 **¥48,600**

上記の通りご請求申し上げます。

来月末迄にお振込みをお願い致します。

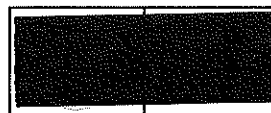
※振込手数料は貴社ご負担にて
お願い申し上げます。

お振込み先

島田信用金庫 本店営業 普通 0916955

株式会社FM島田

費 目	請 求 金 額	備 考
コーナ一料	45,000	
小 計	45,000	
消費 税 等 (8.0%)	3,600	
合 計	¥48,600	



整理番号 39

決裁	会派代表者	岡本	経理責任者	田内	経理担当者	寺本
----	-------	----	-------	----	-------	----

使途項目 サーチキー

支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	平成30年度会費及び送料 NPO 法人くすり・たべもの・からだの協議会		
年月日	平成30年6月11日～平成 年 月 日	金額	2,849 円

会の趣旨・目的	健康寿命の延伸を実現するため、薬や食べ物に関する正しい知識を普及させ豊かな生活の構築に寄与する
会の活動内容等	健康に関し広い分野における様々な情報を講演会や講座等を介して発信する
政務活動・県政との関連性	県民の健康推進施策として総合計画等への提案に役立てる

《領収書貼付枠》

事業年度5月1日～翌年4月30日のため

H30年5月1日～H31年3月31日分を請求する。

3,108円×11/12月=2,849円

ご利用明細

スルガ銀行

ご来店ありがとうございます。SURUGA bank
お取引内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。

お取引内容	振込	ご利用年月日	300611	ご利用時間	11:40
銀行番号	お取引店	科目	口座番号		
お取扱店	0741	お取引金額	*3,000		
ATM番号	0031	お取引内訳	手数料	*108	
お取扱番号	1509	お取引内訳	010008		
課明コード	お取引元振券号				

スルガ銀行
草薙支店 普通 3473774
口座番号 トクヒ、クスタハ、モノカラタ
受取人、ノキヨウキ、カイ 様

依頼人名 サノアイコ 様

電話番号 054-689-0197
おつり金額 *0

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,849円	100%	2,849円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収証 (個人)

佐野 愛子 様

領収金額 ￥ 3,000.-

(うち消費税額等)

但 平成30年度 年会費として¥3,000.-

上記正に領収いたしました

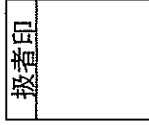
平成30年6月11日

静岡県静岡市清水区中之郷二丁目14番9号

特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協

理事長

山 田 静 雄



平成 30 年 5 月 31 日

NPO 法人「くすり・たべもの・からだの協議会」

会員 各位

年会費納入のお願い

拝啓 青葉の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成 30 年度年会費 3,000 円の納入をお願い申し上げます。6 月 23 日の講演会時、受付にお支払いいただくか、6 月末までにお振込みをお願いいたします。

また、ボディケアエクササイズ参加者は、エクササイズ会場にてお支払いいただけます。

敬具

【振込先】銀行名： スルガ銀行 草薙支店 (店番号 709)

口座番号：普通預金 3473774

口座名義：特定非営利活動法人くすりたべものからだの協議会
トクヒ) クスリタバモノカラダノキヨウギカイ

NPO 法人「くすり・たべもの・からだの協議会」

理事長 山田 静雄

〒422-8526 静岡市駿河区谷田 52-1

静岡県立大学 大学院薬学研究院薬食研究推進センター

TEL (054) 264-5625、 FAX (054) 264-5626

特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、「特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協議会」と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、社会が高齢化する中、国民の健康寿命の延伸を実現するべく、広く市民に対して、「くすり」と「たべもの」の研究及び啓発等に関する事業を行い、もって健康な「からだ」を作り、豊かな生活の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ④ 災害救援活動
- ⑤ 国際協力の活動
- ⑥ 科学技術の振興を図る活動
- ⑦ 消費者の保護を図る活動

(事業)

第5条 当法人は、第3条に掲げる目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 薬と食による健康寿命の延伸に資する学術研究及びそれらの啓発のための支援事業
- ② 国内外の学術集会の開催及びその支援事業
- ③ 健康科学に対する教育支援事業
- ④ 健康科学に関わる人材の育成支援事業
- ⑤ 研究者の海外からの招聘事業、研究者の海外への派遣事業その他の

国際交流支援事業

- ⑥ 公開市民講座の開催その他の健康科学の普及啓発事業
- ⑦ 災害時の医療従事者の派遣その他の救援支援事業
- ⑧ 食品及び医薬品の安全に関する情報の発信事業
- ⑨ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種類とし、正会員を法上の社員とする。

- ① 正会員
当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- ② 協力会員
当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 当法人に入会しようとする者（以下「入会申込者」という。）は、理事長が定める入会申込書により、理事長に入会を申し込むものとする。

- 2 理事長は、入会申込者の入会を拒否すべき正当な理由がある場合を除き、入会申込者の入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、入会申込者の入会を拒否するものと決したときには、速やかに、理由を付した書面をもって入会申込者に対し、その旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金等（入会金及び会費をいう。以下この条で同じ。）を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会員に以下に定める事由がある場合には、理事長はその会員の入会金等の納入を免除することができる。この場合には、会員は事由を証明する書面その他理事長の求める書面を提出しなければならない。

- ① 会員が学生又は生徒である場合
- ② 会員が震災、火災、水害その他の災害のため入会金等の納入が困難である場合
- ③ 会員が傷病のため入会金等の納入が困難な場合
- ④ 会員が生活保護法に基づく保護その他の公的扶助を受けている場合
- ⑤ 前各号のほか、入会金等の納入が困難であると理事長が認める場合

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 退会届を提出したとき。
- ② 個人である会員が死亡したとき。
- ③ 団体である会員が解散（合併による解散を除く。）したとき。
- ④ 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- ⑤ 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- ① 法令及びこの定款に違反する行為をしたとき。
 - ② 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 当法人に、次の役員を置く。

- ① 理事長 1名
- ② 副理事長 1名以上2名以内
- ③ 理事（理事長及び副理事長を含む。） 3名以上20名以内
- ④ 監事 1名以上

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 理事長及び副理事長の選任に関する細則は、別に理事会で定める。
- 4 監事は、理事又は当法人の職員を兼ねることができない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、当法人の役員になるこ

とができない。

6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれることになってはならない。

7 役員のうちには、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、当法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐して業務を管理し、あらかじめ理事会で定めた順序により、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、当法人の業務を執行する。

4 監事は次の職務を行う。

① 理事の業務執行の状況を監査すること。

② 当法人の財産の状況を監査すること。

③ 前各号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

④ 前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること。

⑤ 理事の業務執行の状況又は財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長することができる。

4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、第13条に定める最少の役員数を下回る場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数（定数に上限と下限の定めがある場合には、定数の下限）の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく、これを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- ① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- ③ 前各号のほか、やむを得ない事由があると認められるとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を支給することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会で別に定める。

第5章 顧問及び相談役

第20条 当法人に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、総会の議決により理事長が委嘱する。

3 任期その他の顧問及び相談役に関する細則は、別に理事会で定める。

第6章 総会

(総会の種別)

第21条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、次の事項を議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画及び活動予算の決定
- ⑤ 事業計画及び活動予算の変更
- ⑥ 事業報告及び活動決算

- ⑦ 役員を選任又は解任、職務並びに報酬
- ⑧ 顧問及び相談役の選任及び解任
- ⑨ 会員の除名
- ⑩ 入会金及び年会費の額
- ⑪ 借入金(その事業年度内の収益をもって弁済する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑫ その他当法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、6月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- ② 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録により招集の請求があったとき。
- ③ 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 総会の運営に関する細則は、別途総会で定める。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内を期日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面又は電磁的記録により、会日の5日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決権)

第29条 会員の表決権は、平等とする。

- 2 団体である正会員は、総会に、その代表者が出席するものとする。
ただし、代表者が出席できない場合には、あらかじめ届け出た役員又は職員を出席させることができる。
- 3 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の会員に代理人として表決を委任することができる。
- 4 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第49条及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合については、その数を付記することを要する。）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長及び議事録の作成に係る職務を行った者が署名押印又は記名押印しなければならない。
- ① 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - ③ 総会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事全員をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ 事務局の組織及び運営に関する事項
- ④ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき。
- ② 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- ③ 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 理事会の運営の細則に関しては、理事会において別途定める。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第1項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内を期日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面又は電磁的記録により、会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の了解がある場合はこの手続を省略することができる。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知されていない事項であっても、災害への対応その他緊急を要する事

項については、理事会で議決することを妨げない。

4 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。

(理事会の決議の省略)

第38条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

① 日時及び場所

② 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記することを要する。)

③ 審議事項

④ 議事の経過の概要及び議決の結果

⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

⑥ 前条の規定に基づいて理事会の決議があったものとみなされた場合には、その旨

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選出された2名以上の議事録署名人が署名押印又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、前条の規定に基づいて理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長及び議事録の作成に係る職務を行った者が署名押印又は記名押印しなければならない。

① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

- ② 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 当法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された財産
- ② 入会金
- ③ 会費
- ④ 寄附金品
- ⑤ 財産から生じる収益
- ⑥ 事業に伴う収益
- ⑦ その他の収益

(資産の管理)

第41条 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が定める。

(会計の原則)

第42条 当法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行う。

(事業計画及び活動予算)

第43条 当法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて執行することができる。

- 2 前項の規定に基づいて執行された収益及び費用は、新たに成立した予算の収益及び費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算の超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設ける。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、総会において既定の予算の追加又は変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関わる書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第48条 当法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- ⑤ 破産手続開始の決定
- ⑥ 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 当法人が解散したとき（第1項第4号及び第5号の場合を除く。）は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が、解散（前条第1項第4号及び第5号の場合を除く。）した

ときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 当法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

第53条 当法人の公告は、当法人の掲示板に掲示して行うとともに、官報に掲載して行う。

第11章 事務局

第54条 当法人に、当法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第12章 雑則

第55条 この定款の施行に際し必要な細則は、理事会の議決により定める。

附 則

(施行日)

第1条 この定款は、当法人の設立の日から施行する。

(初年度の役員)

第2条 当法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長 山田 静雄

副理事長 影山 慎二

理 事 伊藤 由彦

理 事 木村 緑

理 事 速水 慎介

監 事 賀川 義之

2 設立当初の役員の任期は、第16条第1項本文の規定にかかわらず、当法人の設立の日から平成28年6月30日までとする。

(初年度の事業年度)

第3条 当法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、当法人設立の日から平成27年4月30日までとする。

(初年度の事業計画及び活動予算)

第4条 当法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会で定める。

(初年度の入会金及び年会費)

第5条 当法人の設立当初の入会金は、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- ① 個人である正会員 金2,000円
- ② 団体である正会員 金10,000円
- ③ 協力会員 金1,000円

2 当法人の初年度の事業年度における年会費は、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- ① 個人である正会員 金3,000円
- ② 団体である正会員 金20,000円
- ③ 協力会員 金1,000円

附 則

変更後の定款は、平成27年3月15日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成27年 7 月 9日から施行する。

整理番号 40

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチャー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所ファックス通信料 (平成30年5月分)		
年月日	平成30年 6月 11日~平成 年 月 日	金額	1,491円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
1				01
2				02
3				03
4				04
5				05
6				06
7				07
8	30-06-11	(NTT)	電話 2,982	08
9				09
10				10
11				11

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で利用のため	2,982円	1/2	1,491円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
054-646-1222	2018年 5月ご請求分	2018年 6月11日(月)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	2, 9 8 2 円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

NTT西日本からのお知らせ

※電話のご注文・お問合せは「116」へ(無料)／携帯電話からは0800-2000116へ(無料)※電話の故障は「113」へ(無料)／携帯電話からは0120-444113へ(無料)※フレッツ・ひかり電話:0120-116116へ(無料)／故障:0120-248995へ(無料)※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

NTTファイナンスからのご案内

バラバラのご請求を **おまとめ請求** でひとつに!

お申し込みはwebから! **おまとめ請求**



お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 2, 98 2円

(合計) 2, 98 2円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともと割、Web光もともと割、期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合、割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[http://flets

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 0 5 4 - 6 4 6 - 1 2 2 2

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)
 ふじのくに県議団 藤枝 佐野愛子事務所 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
 The following amount was transferred from your account. (2018年 5月28日発行)

2018年 4月ご請求分	(2018年 5月10日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	3, 0 6 6 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納
 付につき芝
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075
 東京都港区港南1-2-70



整理番号 42

決裁	会派代表者	(西本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(西本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡教組湖西支部 定期大会出席時交通費及び駐車料		
年月日	平成30年6月14日～平成 年 月 日	金額	4,430 円

目的	定期大会出席 意見聴取、意見交換
使途	往復交通費及び駐車料
政務活動・ 県政との 関連性	現場の状況を意見聴取と意見交換を通じ理解を深め県政に反映させる
<領収書貼付枠> 大会資料添付(経路) 自宅車→藤枝駅 JR→静岡(教組職員と事前打合せ) 静岡駅 静岡(浜松) JR→静岡(静岡教組湖西支部定期大会) 静岡 JR→浜松(教組職員と意見交換) 浜松 JR→藤枝駅 車→自宅	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	4,430 円	100%	4,430 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

平成 30 年 6 月 14 日

往路 (J R 静岡駅 新幹線 J R 浜松駅 在来線 J R 鷺津駅)

領 収 書
 Receipt _____ 様
 領収年月日 2018. 6. 14
 金額 ¥2,640 (消費税等込み)
 上記金額確かに領収いたしました
 購入商品 JR乗車券類 JR tickets
 (10813 2枚)
 東海旅客鉄道株式会社
 静岡駅
 静岡駅MV-11 発行 20814-01

印紙税申告納
 付につき名古屋中村
 税務署承認済

復路 (J R 鷺津駅 在来線 J R 藤枝駅)

領収書
 ご利用日付 2018年06月14日
 時刻 15時45分
 取引内容 乗車券 金 320円
 伝票番号 29087

•この領収書は大切に保管してください。
 •毎度ありがとうございます。

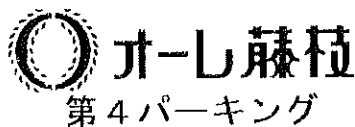
鷺津駅 券101発行
 JR東海

領収書
 ご利用日付 2018年06月14日
 時刻 17時24分
 取引内容 乗車券 金 970円
 伝票番号 00142

•この領収書は大切に保管してください。
 •毎度ありがとうございます。

浜松駅 券201発行
 JR東海

駐車料



領収証

精算機 #01	A 精算No.000052
発券機 #01	発券No.099105
入庫時刻	2018年 6月14日(木) 08:31
出庫時刻	2018年 6月14日(木) 18:36
駐車時間	10:05
駐車料金	A料金 500円
=====	
合計	500円
現金領収額	500円
お預り	500円
お釣り	0円

またのご利用をお待ちしております。

整理番号 43

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡教職員組合東豆支部 定期大会出席時交通費及び駐車料		
年月日	平成30年6月15日～平成 年 月 日	金額	7,600 円

目的	定期大会出席 意見聴取、意見交換
使途	往復交通費及び駐車料
政務活動・ 県政との 関連性	大会出席者の意見聴取と意見交換を通じ現状の理解を深め県政に反映
<<領収書貼付枠>> 大会資料添付	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	7,600 円	/	7,600 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

平成 30 年 6 月 15 日

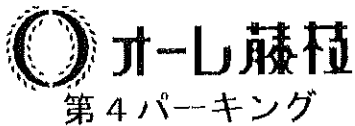
往復 JR 藤枝駅 新幹線 JR 熱海駅

領 収 書		様
Receipt		
領収年月日	2018. - 6. 15	
金額	¥6,780 (消費税等込み)	
(クレジット扱い)		
購入商品	JR乗車券類 JR tickets	
(30031 4枚)		
東海旅客鉄道株式会社		印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済
藤枝駅		
藤枝駅-MV発行	40032-02	

復路のみ (JR 伊東駅 在来線 JR 熱海駅)

領収証		様
ご利用日付	2018年06月15日	
時刻	19時25分	
取引内容	乗車券類	
購入金額	金 320円	
お支払方法	内訳	
現金	金 320円	
伝票番号	14660	
●この領収証は大切に保存してください。		
●毎度ありがとうございます。		
伊東駅 券102発行		
JR東日本		

駐車料



領収証

精算機 #01	A 精算No.000099
発券機 #01	発券No.099255
入庫時刻	2018年 6月15日(金) 15:41
出庫時刻	2018年 6月15日(金) 21:27
駐車時間	5:46
駐車料金	A料金 500円
=====	
合計	500円
現金領収額	500円
お預り	500円
お釣り	0円

またのご利用をお待ちしております。

整理番号 44

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(寺本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチャキー 支出証拠書

781 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電気料 (平成30年6月分)		
年月日	平成30年6月18日~平成	年 月 日	金額 5,213 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

年月日	取付店	お振り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
30-06-18	(ファミリーマート)	電気	10,426	

按分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	10,426 円	1/2 %	5,213 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

平成30年 6月19日発行

口座振替払済のお知らせ(電気料金等領収証)

毎度お引立ていただきありがとうございます。
平成30年 6月分の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額(再掲)
平成30年 6月18日	10,426円	771円
指定口座	口座情報の表示を希望される場合は 担当窓口までご連絡ください。	

領収金額の内訳

お客さま番号	日程	契約種別	容量	ご使用量 kWh/m ³	領収金額 円	消費税等相当額(再掲) 円	精算額等 円		初回引落割引額 円、銭		記事
							再エネ発電促進賦課金 円	燃料費調整額 円、銭	再エネ発電促進賦課金 円、銭	燃料費調整額 円、銭	
おなまえ											
	02	おとくプラン			6,358					-5400	
ふじのくに県民クラブ藤枝 佐野愛子事務所			60	218			632			-74338	
			A		470						
	02	ビジとくプラン			4,068						
ふじのくに県民クラブ藤枝 佐野愛子事務所			3	59			171			-20119	
			kW		301						

◎ごあんない お届け先住所を変更される場合は、表記の担当窓口までご連絡ください。お問い合わせには、お客さま番号をお知らせください。
◎おことわり 領収証の再発行はできませんので大切に保管してください。証明書の発行には、別途手数料がかかります。
月分、金額を修正したものは無効でございます。

印紙税申告納付につき名古屋東
税務署承認済

中部電力株式会社

〒460-0001 名古屋市中区新栄

整理番号 45

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(寺本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7811 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	平成30年7月分 事務所賃借料及び送金手数料		
年月日	平成30年6月22日～平成	年月日	金額 50,216 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
30-06-22	23442	通帳送金
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N083	*100,000	
	残高	
清水銀行 藤枝駅西支店 普通 2215815 カ) マルトシアオキ		
送金料金	*432円	
振込予定日	30-06-22	
サノアイコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちょ銀行 ——

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動 で使用のため	100,432 円	1/2	50,216 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	46
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	平成 30 年度年会費 藤枝市日中友好協会		
年 月 日	平成 30 年 6 月 23 日 ~ 平成 年 月 日	金 額	3,600 円

会の趣旨・目的	各界の人々が日中友好を深め相互理解を図り日本と中国の平和と繁栄に貢献する
会の活動内容等	日中の教育、文化、芸術、経済など各分野にわたる交流の促進
政務活動・県政との関連性	静岡県の日中友好や相互交流の一環として発展のための調査を行う

《領収書貼付枠》

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他（総会資料、総会案内文書）

按分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,600 円	100%	3,600 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

佐野愛子 様

No. 34

★ ￥3,600-

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	

但 2018年度会費として
2018年6月23日 上記正に領収いたしました

収入印紙

静岡県藤枝市藤枝1丁目4番12号
藤枝市日中友好協会



コクヨ ウケ-98

電話<054>641-0537番

佐野 愛子 静岡県議会議員 様

2018年5月21日
藤枝市日中友好協会
会長 天野 利彦

藤枝市日中友好協会「第30回定期総会」開催のご案内

新緑の候、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より当会の活動に多大なご支援ご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、2018年度の「定期総会」および「懇親会」を下記の通り開催いたします。
公私ともにご多用かとは存じますが、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

記

日時 6月23日(土) 受付 午後3時00分 総会開始 午後3時30分

会場 藤枝市民会館 会議室(2階)

藤枝市岡出山1-11-1 藤枝市役所敷地内 TEL054-643-3931

■定期総会の出席・欠席につきまして、6月11日(月)までに同封返信用ハガキでご連絡をお願いします。欠席の方には定期総会委任状を兼ねております。

事務局 〒426-0025 藤枝市藤枝1-4-12 江崎新聞店内

■役員理事の皆様 当日午後2時30分より会議室(2階)で打合せを行います。ご参集ください。

■本年度年会費 3,600円 納入のお願い

総会にご出席の方は、当日受付でお納めください。

(なお総会懇親会は当日参加者のみ、受付にて2000円集金いたします)

総会に欠席の方は、6月末までに同封の「JAバンク振込依頼書」をご利用いただき、年度年会費 3,600円お振込ください。

なお、誠に恐縮ですが振込手数料はご負担いただきたく存じます。

- ・JAバンク 青島支店 普通 口座番号 108363
- ・静岡銀行 藤枝支店 普通 口座番号 0660627

藤枝市日中友好協会

藤枝市日中友好協会規約

(名 称)

第一条 この会は藤枝市日中友好協会といい、事務局を藤枝市におく。

(目 的)

第二条 この会は思想・信条・政党政派の違いをこえて各界各層の日中友好を願う人々が、日中共同声明、日中平和友好条約を基礎とし、藤枝市において日中両国民の相互理解と友好を深め、日本と中国の平和と繁栄に貢献する事を目的とする。

(事 業)

第三条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①日本と中国の教育・文化・芸術・学術・技術・経済・体育・医療など各分野にわたる交流の促進
- ②友好使節の交流
- ③その他必要な諸活動

(会 員)

第四条 この会の目的・規約に賛成し、会費を納めるものを会員とする。

(機 関)

第五条 この会には次の機関をおく。

- ①総会
- ②理事会及び常任理事会

総会はこの会の最高決議機関で、年1回開催する。ただし、理事会が必要と認めたとときは臨時総会を開くことができる。総会は会長が招集する。理事会は理事長が招集し、日常業務を行う。

(役 員)

第六条 この会には次の役員をおく。

会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名、副理事長 若干名、常任理事 若干名、理事 若干名、事務局長 1名、会計 1名、監査 2名
役員は総会で選出し、任期は2年とする。
この会に顧問、参与を若干名おくことができる。

(役員選出)

第七条 この会の役員選出は次のとおりとし、総会の承認を得る。

会長・副会長・理事長・副理事長・監査は、役員選考委員会により選出する。
常任理事・理事・事務局長・会計は、会長が委嘱する。
顧問・参与は、会長が委嘱する。

(委員会)

第八条 この会の活動を進めるため、理事会の議を経て各種専門委員会および部会な

どをおくことができる。

(財 政)

第九条 ①この会の財政は会費・事業収入・寄付金でまかなう。
②会計年度は4月1日から始まり3月31日までとする。

(規約の改廃)

第十条 この規約の改廃は総会で行う。ただし、総会出席構成委員の3分の2以上の賛成によらなければならない。

(附 則)

附則1 この会に定めないものは、日中友好協会全国本部規約及び静岡県日中友好協会規約による。
または、会長が定めることができる。

附則2 この規約は昭和63年7月20日より実施する。

附則3 平成26年6月21日改正。

(参考)

静岡県日中友好協会
事務局 〒420-0867
静岡市葵区馬場町9 田辺ビル3階
Tel 054-255-5695
Fax 054-255-5756
E-mail : shzjcfa@onyx.ocn.ne.jp

公益社団法人 日本中国友好協会
事務局 〒101-0054
東京都千代田区神田錦町1-4
Tel 03-3291-4231
Fax 03-3291-4237
E-mail : kouhou@j-cfa.com

藤枝市国際友好協会
事務局 〒426-0034
藤枝市駅前2-1-5 文化センター2階
Tel 054-270-3232
Fax 054-646-3330
E-mail : haru@ezaki.ne.jp

<Top Pageへ>

<事務局>

〒426-0025

静岡県藤枝市藤枝1-4-12(藤枝江崎新聞店内)

TEL 054-641-0537 FAX 054-644-5520

MAIL haru@ezaki.ne.jp

2018年 第30回

藤枝市日中友好協会定期総会

◆月 日 2018年6月23日(土)
◆会 場 藤枝市民会館 二階



☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

藤枝市日中友好協会事務局

〒426-0025 藤枝市藤枝 1-4-12

藤枝江崎新聞店内

TEL. 054-641-0537

FAX. 054-644-5520

e-mail. mino.9759008@gmail.com

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

2017年度 事業報告

2017年	4月8日	(浙江農林大→静岡産業大)留学生歓迎会 瀬戸川河川敷バーベキュー
	4月8日	藤枝市日中友好協会第1回理事会
	5月12日	前年度会計監査
	5月17日	留学生 藤枝市北村市長訪問
	5月	藤枝市日中友好協会第2回理事会[藤枝市民会館]
	5月	藤枝市国際友好協会総会
	6月	静岡県日中友好協会2017年度定期総会
	6月	静岡県日中友好協会地区協会会長・事務局長会議
	6月24日	藤枝市日中友好協会 第29回定期総会[藤枝市文化センター]
	9月11日	藤枝市日中友好協会第3回理事会
	10月6日	(浙江農林大→静岡産業大)留学生歓迎会
	10月6日	藤枝市日中友好協会第4回理事会
2018年	1月22	留学生 藤枝市北村市長、栗田副市長訪問
	1月27	春節の集い日中交流会 クリッピープラザ
	2月27	静岡県日中友好協会創立60周年記念誌編集委員会
	3月19日	藤枝市日中友好協会第5回理事会
	3月	浙江農林大学 静岡産業大学交換留学生 来藤

◆中国を知るための日本語総合月刊誌「人民中国」(年間4800円)、日中友好の新聞「日本と中国」(毎月1日発行、年間5000円)の購読斡旋

2017年度 収支決算報告

自 2017年04月01日
至 2018年03月31日

[一般会計]

収入合計 480,407 円
支出合計 217,602 円
繰越金 262,805 円

○収入の部

単位：円

科目	予算額	決算額	増減	摘要
前期繰越金	244,405	244,405	0	前年度より
会費	252,000	180,000	▲72,000	3,600円×50名
事業収益	150,000	55,000	▲95,000	会費（留学生歓迎会、春節祭、他）
雑収入	10	1,002	992	普通預金利息、他
合計	646,415	480,407	▲166,008	

単位：円

○支出の部

単位：円

科目	予算額	決算額	増減	摘要
負担金	46,000	46,000	0	県協会負担金、国際友好協会会費、
通信費	35,000	16,352	▲18,648	総会案内送料、理事会開催通知はがき代、他
会議費	10,000	8,390	▲1,610	理事会開催会場費
事務用品費	20,000	11,542	▲8,458	プリンターインク、他
印刷費	30,000	6,208	▲23,792	総会資料コピー代、会報印刷費
事務費	1,000	324	▲676	振込手数料
慶弔費	10,000	0	▲10,000	
委員会活動費	15,000	15,000	0	中級中国語講座活動費
交流促進事業	300,000	113,786	▲186,214	総会懇親会費、留学生歓迎会、
予備費	179,415	0	▲179,415	
合計	646,415	217,602	▲428,813	

[特別会計] JA定期性預金

単位：円

科目	金額	利息	貯蓄計	摘要
JA積立金額	242,264	21	242,285	自動継続、スーパー定期貯金（単利型）

上記のとおり報告いたします。

◎会計監査報告

監査の結果は、収支報告の記載は正確で、帳票類等の保存も良好でありました。

2018年5月12日

会計監査

2018年度 事業計画(案)

2018年	4月5日	(浙江農林大→静岡産業大)留学生歓迎会 藤枝市場
	4月5日	藤枝市日中友好協会第1回理事会
	4月25日	静岡県日中友好協会地区協会会長・事務局長会議
	5月10日	藤枝市日中友好協会第2回理事会
	5月10日	前年度会計監査
	6月23日	藤枝市日中友好協会 第30回定期総会
	6月23日	藤枝市日中友好協会第3回理事会
	7月7日	藤枝市日中友好協会創立30周年記念バスツアー
	7月13日	留学生 藤枝市北村市長訪問
	9月	浙江農林大学 静岡産業大学交換留学生 来藤
	10月	藤枝市日中友好協会第4回理事会
	10月	(浙江農林大→静岡産業大)留学生歓迎会
2019年	1月	春節の集い日中交流会 クリッピープラザ
	3月	藤枝市日中友好協会第5回理事会
	3月	浙江農林大学 静岡産業大学交換留学生 来藤

◆中国を知るための日本語総合月刊誌「人民中国」(年間4800円)、日中友好の新聞「日本と中国」(毎月1日発行、年間5000円)の購読斡旋

2018年度 収支予算(案)

自 2018年04月01日

至 2019年03月31日

[一般会計]

○収入の部

単位：円

科目	17年度予算額	17年度決算額	18年度予算額	予算増減	摘要
前期繰越金	244,405	244,405	262,805	18,400	前年度より
会費	252,000	180,000	198,000	▲54,000	3,600円×55名
事業収益	150,000	55,000	125,000	▲25,000	総会,30周年記念バスツアー負担金,春節祭等
雑収入	10	1,002	10	0	銀行利息、他
合計	646,415	480,407	585,815	▲60,600	

○支出の部

単位：円

科目	17年度予算額	17年度決算額	18年度予算額	予算増減	摘要
負担金	46,000	46,000	46,000	0	県協会負担金、国際友好協会負担金、
通信費	35,000	16,352	20,000	▲15,000	総会、理事会開催通知送料
会議費	10,000	8,390	10,000	0	理事会開催会場費
事務用品費	20,000	11,542	15,000	▲5,000	帳票類、用紙代、封筒代金
印刷費	30,000	6,208	40,000	10,000	総会資料印刷費,30周年記念誌印刷費
事務費	1,000	324	1,000	0	振込手数料、他
慶弔費	10,000	0	10,000	0	
委員会活動費	15,000	15,000	0	▲1,5000	中級中国語講座補助
交流促進事業	300,000	113,786	315,000	15,000	総会、友好事業費、30周年記念事業
予備費	179,415	0	128,815	▲50,600	
合計	646,415	217,602	585,815	▲60,600	

◎但し、科目間及び会計間の流用を認めるものとする




[特別会計] JA 定期性預金

○資産の部 預貯金

単位：円

科目	貯蓄額	摘要
JA 預金積立	242,285	自動継続、スーパー定期貯金(単利型)

整理番号	47
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	藤枝市日中友好協会 第30回定期総会懇親会出席時會費		
年月日	平成30年6月23日～平成 年 月 日	金額	2,000 円

目的	各界の人々が日中友好を深め相互理解を図り日本と中国の繁栄に貢献する
使途	定期総会及び懇親会出席の會費
政務活動・ 県政との 関連性	協会関係者や参加者との意見交換や情報を聴取し県政に反映させる
<<領収書貼付枠>> 總會資料、会則添付	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである		/	
	2,000 円	100%	2,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

佐野優子 様

No. 344-1

★

¥7,000-

内 訳

現金

小切手

手形

消費税額等(%)

但 総親会費として

2018年6月23日 上記正に領収いたしました

収入印紙

静岡県藤枝市藤枝1丁目4番12号

藤枝市日中友好協会



コクヨ ウケ-88

電話<054>641-0537番

佐野 愛子 静岡県議会議員 様

2018年5月21日
藤枝市日中友好協会
会長 天野 利彦

藤枝市日中友好協会「第30回定期総会」開催のご案内

新緑の候、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より当会の活動に多大なご支援ご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、2018年度の「定期総会」および「懇親会」を下記の通り開催いたします。
公私ともにご多用かとは存じますが、ご出席賜りますようご案内申し上げます。

記

日時 6月23日(土) 受付 午後3時00分 総会開始 午後3時30分

会場 藤枝市民会館 会議室(2階)

藤枝市岡出山1-11-1 藤枝市役所敷地内 TEL054-643-3931

■定期総会の出席・欠席につきまして、6月11日(月)までに同封返信用ハガキでご連絡をお願いします。欠席の方には定期総会委任状を兼ねております。

事務局 〒426-0025 藤枝市藤枝1-4-12 江崎新聞店内

■役員理事の皆様 当日午後2時30分より会議室(2階)で打合せを行います。ご参集ください。

■本年度年会費 3,600円 納入のお願い

会費

総会にご出席の方は、当日受付でお納めください。

(なお総会懇親会は当日参加者のみ、受付にて2000円集金いたします)

総会に欠席の方は、6月末までに同封の「JAバンク振込依頼書」をご利用いただき、年度年会費 3,600円お振込ください。

なお、誠に恐縮ですが振込手数料はご負担いただきたく存じます。

- ・JAバンク 青島支店 普通 口座番号 108363
- ・静岡銀行 藤枝支店 普通 口座番号 0660627

整理番号 48

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(栗)
----	-------	------	-------	------	-------	-----

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	社会新報購読料		
年月日	平成30年6月25日~平成 年 月 日	金額	2,100 円

目的	各方面における情報収集
使途	平成30年4月、5月、6月分新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るための手段として活用する

《領収書貼付枠》

社 会 新 報

No. _____ 領 収 証

佐野愛子 様

ご購入ありがとうございます

2,100 -

社会新報	2018	4~6	月分	¥700×3
月刊社会民主			月分	¥
			月分	¥

上記代金として領収致しました

社会民主党機関紙宣伝局

2018年6月25日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,100 円	100%	2,100 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 49

決裁	会派代表者	岡本	経理責任者	田内	経理担当者	栗原
----	-------	----	-------	----	-------	----

使途項目 サーチャキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話料、及びモバイル通信料 (平成30年5月請求分)		
年月日	平成30年6月27日	~平成 年 月 日	金額 7,516 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 料金合計額 ケータイ補償サービス利用料 (15,443 円 - 380 円 × 1.08) × 1/2 = 7,516 円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	15,033 円	1/2	7,516 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1. 普通預金のお取引 (兼お借入明細)

口座番号	課税区分	マル優お申込日	マル優口座限度額
			千円

平成30年 6月分

年月日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差引残高	備考
		繰越残高			
30-06-27	BF	28,835	シヤックス		

※表示内容については、宛名ページ裏面の説明をお読みください。

3. 定期預金・担保お預かり明細

口座番号	課税区分	マル優お申込日	マル優口座限度額
			千円

平成30年 6月30日時点

残高	
----	--

取扱番号	満期日	お預かり金額 種類	預入日 取扱日	預入期間 (据置期間)	利率 (%) (中間払利率)	課税区分	満期日の取扱方法 中間払利息取扱方法

※満期日順に表示しています。月末日が休業日の場合は、直前の営業日時点のお預かり明細です。
 その他、表示内容については、宛名ページ裏面の説明をお読みください。



親 展
重 要

料後納郵便
Thanks to you
http://www.jaccs.co.jp

426-0132

藤枝市 本郷 286

佐野 愛子 様

11-01101-95314 (421) 18 6
710-58-01-211 (0038490) 6A0B0058609#



JACCS ご利用代金明細書

2018年 6月12日作成

いつもご利用ありがとうございます。
ご利用明細をご案内申しあげますのでご確認ください。

お問い合わせ先：株式会社三ジャックス

大阪カスタマーセンター

TEL: 0570-00-5599 平日 9:30~17:30

※この電話番号はお知らせのないようおかけください。
※自動音声で承りますので、お手元にカードと暗証番号をご用意のうえご利用下さい。
※ナビダイヤルは大阪府豊中市に遠征し通話料はお客様のご負担となります。
※ナビダイヤルがご利用いただけない場合は、06-6872-6111へどうぞ。

〒560-0082 豊中市 新千里東町 1丁目5-3
千里明日飯急ビル5F

登録番号：北海道財務局長(12)第00007号
協会番号：日本貸金業協会会員 第000008号

①②の順にお開きください。
ハガキが埋まっている場合は十分に密かしてからお開きください。

JACCS カードご利用代金明細書

ご利用カード名 _____
お登録番号 _____

お客様の個人情報保護の為、「お登録番号」はカード番号とは異なる番号を使用しております。

今回のお支払金額合計 **28,835 円** 2018年 6月27日 (水)

ご指定口座 _____
金融機関名 _____
支店名 _____
科目・口座番号 _____
口座名義 佐野 愛子 様

ご指定口座へは金融機関の前営業日 6月26日(火)迄にご用意願います。
※当社と本明細記載以外の口座があり、かつ、ご指定口座が同一の場合は、合併した金額にてご請求させていただきます。
※お客様の個人情報保護の為、ご指定口座の口座番号も印は*で表示しております。

ラブリイポイント
ポイント有効期限: ポイント獲得月より2年

引換可能ポイント (A+B+C-D) _____ 点
前月までの獲得ポイント (A) _____
当月獲得ポイント (B) _____
★当月ポイントアップ (C) _____
当月引換ポイント (D) _____

ポイント奨励予定の
のご案内
引換日次奨励ポイント
引換月次奨励ポイント

お登録の2018年のショッピングご利用金額合計
★ポイントアップ(ラブリイポイントアップステータス)についての詳細は
ジャックスホームページをご確認ください。

カードご利用可能枠
内 キヤッシング

総キヤッシングご利用可能枠

ご利用 年月日	ご利用店名 現地通貨額	Merchant Name Amount in Local Currency	ご利用都市名など 円換算レート	Conversion Rate	支払 開始 年月	支払 回数	ご利用金額 (円)	手数料・利息 (円)	今回の お支払金額 (円)	お支払 残高 (円)
18/ 4/30	<<今回のお支払明細>> ドコモご利用料金				18/ 6	1	15,443	0	15,443	28,835

便利なインターネットコムクラブにご登録ください!
インターネット上で24時間色々なサービスがご利用いただけます。
防犯からアクセス、ポイント



今回のお支払金額合計 28835

ご利用代金明細書のご説明は、裏面をご覧ください

お客様氏名 CUSTOMER NAME	佐野 愛子 ※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。	様
お客様電話番号 PHONE NUMBER	[REDACTED]	

ご利用額のご案内

ご利用年月 MONTH OF USE	2018年4月ご利用分
ご利用額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY うち、消費税等相当額 TAX	15,443円 (1,243円)
振替日 TRANSFER DAY	ご利用クレジット会社の規約に基づく振替日

ご利用クレジット会社 CREDIT COMPANY	* * * * *
カード会員番号 MEMBER NUMBER OF THE CARD	* * * * *

前々月ご利用額	15,453円(税込)
かけホーダイプラン (2018年 4月末現在)	電話番号毎の利用内訳をご確認ください。
* * * *	* * * *

ポイントのお知らせ	2018年5月よりdポイントクラブをリニューアルいたしました！ 新特典「ずっとドコモ割プラス」をはじめ、ドコモを長くご利用のお客さまや、 ポイントをたくさんご利用のお客さまも、さらにおトクを実感いただける内容とな っております。詳しくは「dポイントクラブサイト」をご覧ください。
* * * *	* * * *

お知らせ	
【NTTドコモからのお知らせ】-----	
*** 電話番号毎のご利用金額(税込) ***	
[REDACTED]	6,659円
[REDACTED]	6,676円
[REDACTED]	2,108円
[REDACTED]ビス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制 金です。	

株式会社NTTドコモ 料金領収証
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

株式会社NTTドコモ
〒100-6150
東京都千代田区永田町2-11-1

請求年月 MONTH OF ISSUE	* * * *	
領収金額 AMOUNT OF RECEIVED	* * * *	
領収金額のうち、消費税等相当額 CONSUMPTION TAX	* * * *	
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	* * * *
	口座番号 (ACCOUNT)	* * * *

本書は電子文書です。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
【合計請求額の請求内訳】		詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。	
◇基本使用料 (計) 4,853	4,853	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料 (計) 204	204	FOMA・SMS通信料	合 算
◇パケット定額料等 (計) 8,147	3,500	パケット定額料 (シェア)	合 算
	-600	パケット定額料 (シェアずっとドコモ割)	合 算
	500	シェアオプション定額料	合 算
	8,348	定額通信料	合 算
	-953	定額プラン (無料通信分) 適用額	合 算
	-2,648	定額データ割	合 算
	0	バック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 996	2,400	付加機能使用料等	合 算
	0	ドコモWi-Fi利用料	合 算
	-1,350	月々サポート適用額	内 税
	6	ユニバーサルサービス料	合 算
	-60	eピリング割引料	合 算
◇消費税等相当額 (計) 1,243	1,243	消費税等相当額 (合計)	
◇合計 15,443	15,443	合計	(3回線請求分)

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)		税区分 (TAX)
		ご利用期間 (4/1~4/30)		
◇基本使用料 (計) 2,200	2,200	カケホーダイプラン (ケータイ)		合 算
◇通話料・通信料 (計) 204	204	FOMA・SMS通信料	4月ご利用分	合 算
◇パケット定額料等 (計) 2,900	3,500	データSバック (小容量) 定額料		合 算
	-600	ずっとドコモ割		合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計)	当月通信量は1.3GBです。	合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量	当月通信量は0.1GBです。	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 862	300	iモード利用料		合 算
	200	キャッチホン利用料		合 算
	380	ケータイ補償サービス利用料 (380)		合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本		1番号あたり2円のご請求となります
	-20	eピリング割引料		4月請求分
◇消費税等相当額 (計) 493	493	消費税等相当額 (合計)		合算表示の料金合計 × 8%
◇合計 6,659	6,659	合計		
		<NTTドコモからのお知らせ>		
		○継続利用期間は、4月末で	15年8か月となりました。	
		○カケホーダイプランのご契約期間は4月末で	1年10か月となりました。	
		○当月の無料対象メールのパケット数のお知らせ		

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (4/1~4/30)	
953	1,905	基本使用料 (定額データプランS_バリュー)	合 算
	-952	定額データ スタンダード割	合 算
◇パケット定額料等 (計) 4,747	8,348	定額通信料 (定額データプランS_バリュー)	合 算
	-953	定額データプランS (無料通信分) 適用額	合 算
	-2,648	定額データ スタンダード割	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 482	500	moperaU スタンダードプラン利用料	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
	-20	eピリング割引料	合 算
◇消費税等相当額 (計) 494	494	消費税等相当額 (合計)	合 算
		合算表示の料金合計 × 8%	
◇合計 6,676	6,676	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、4月末で	9年となりました。
		○定額データS割のご契約期間は4月末で	8か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		[REDACTED]	
		※その他の獲得ポイントはVTRとご確認ください。	

整理番号	50
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証 拠 書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務所電話通話料 (平成 30 年 6 月分)		
年 月 日	平成 30 年 6 月 28 日~平成 年 月 日	金 額	2,772 円

目的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関 連 性	—

《領収書貼付枠》

通帳記載欄に“ガス”と表示している説明について
平成 30 年 5 月証拠書 整理番号 15 を参照のこと

	年 月 日	取扱店	お 預 り 金 額	お 支 払 金 額	現在高(貸付高)
-13					
-14					
-15	30-06-28			ガス 5,545	
-16					
-17					
-18					
-19					
-20					
-21					
-22					
-23					
-24					

現在高(貸付高)の金額に-(マイナス)がある場合は貸付高を表します。
通帳をATM(現金自動預払機)に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で使用のため	5,545 円	1/2	2,772 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 51

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(素)
----	-------	------	-------	------	-------	-----

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	平成30年 6月1日~平成30年6月30日	金額	37,406 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	6月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	—

給与支払明細書

平成30年6月分

氏名

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 34,650	円 2,756	円 37,406	円	円	円 0	円 37,406
					受領印	
					受領日	6月29日

按分の理由	通勤手当金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
通勤手当は政務調査事務と後援会事務の業務時間数で按分して支給	¥3,150 円 (@¥350×9日)	(B)31.5h / (A)36h	給 34,650 円 通 2,756 円 } 37,406 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

6 月 分	氏 名	
-------	-----	--

日	曜日	雇 用 時間数	うち政務調査費 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	金	4	3.5	月初打ち合わせ、スケジュール確認と調整
2	土			
3	日			
4	月			
5	火	4	3.5	当月案内状整理、NPO法人情報収集
6	水			
7	木			
8	金	4	3.5	県政資料整理、スケジュール管理
9	土			
10	日			
11	月			
12	火	4	3.5	県政資料発送準備
13	水			
14	木			
15	金	4	3.5	県政資料発送作業 スケジュール確認と調整
16	土			
17	日			
18	月			
19	火	4	3.5	各種通知文確認とスケジュール確認
20	水			
21	木			
22	金	4	3.5	地域情報資料スクラップ作業
23	土			
24	日			
25	月			
26	火	4	3.5	県政資料情報収集
27	水			
28	木			
29	金	4	3.5	県政資料情報収集
30	土			
計		(A) 36	(B) 31.5	

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成 30 年 6 月 29 日

会派・議員名 ふじのくに県民クラブ 佐野愛子



[政務調査費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務調査費充当を算出する。

①(B)[31 時間 30 分]×単価[1,100 円]= 34,650 円

②総支給額(円)×(B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 52

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(素)
----	-------	------	-------	------	-------	-----

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	平成30年6月1日～平成30年6月30日	金額	34,450 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	6月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

平成30年6月分

氏名 XXXXXXXXXX

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 30,600	円 3850	円 34,450	円	円	円 0	円 34,450

(@¥350×11月)

受領印 XXXXXXXXXX
受領日 6月29日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	34,450 円	/	34,450 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

6月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務調査費		政務活動・業務内容
			業務時間数		
1	金				
2	土				
3	日				
4	月	3	3		月初めスケジュール確認
5	火				
6	水	4	4		前月案内文書の整理・ファイリング
7	木	3	3		印刷物の整理
8	金				
9	土				
10	日				
11	月	3	3		情報収集
12	火				
13	水	3.5	3.5		県政資料発送準備
14	木	3	3		資料集め
15	金				
16	土				
17	日				
18	月	3	3		県政資料発送準備
19	火				
20	水				
21	木	3.5	3.5		資料ファイリング
22	金				
23	土				
24	日				
25	月	3	3		資料の整理と処分
26	火				
27	水	2.5	2.5		次月予定の確認
28	木	2.5	2.5		案内文書の確認
29	金				
30	土				
計		34	34		

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成 30 年 6 月 29 日

会派・議員名 ふじのくに県民クラブ 佐野愛子



[政務調査費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務調査費充当分を算出する。

①(B) [34 時間 00 分] × 単価 [900 円] = 30,600 円

②総支給額 [円] × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 53

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	平成30年6月1日～平成30年6月30日	金額	34,000 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	6月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

平成 30 年 6 月分

氏名

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 34,000	円	円 34,000	円	円	円 0	円 34,000
					受領印	
					受領日	6月29日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	34,000 円	/	34,000 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

6 月 分	氏 名	██████████
-------	-----	------------

日	曜日	雇 用 時間数	うち政務調査費 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	金	4	4	月初打ち合わせ 当月情報収集(聞き取り)
2	土			
3	日			
4	月	4	4	当月情報収集(聞き取り)
5	火	4	4	当月情報収集まとめ、スケジュール確認と調整
6	水			
7	木			
8	金	4	4	情報整理ファイリング、県政資料発送準備
9	土			
10	日			
11	月			
12	火	4	4	県政資料発送準備
13	水			
14	木			
15	金	4	4	県政資料発送作業、スケジュール確認と調整
16	土			
17	日			
18	月	4	4	県政資料発送作業 地域行事情報収集
19	火			
20	水			
21	木	4	4	地域行事スクラップ作業
22	金			
23	土			
24	日			
25	月			
26	火	4	4	各種資料整理
27	水			
28	木			
29	金	4	4	各種案内状確認、次月行事確認
30	土			
計		(A) 40	(B) 40	

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成 30 年 6 月 29 日

会派・議員名 ふじのくに県民クラブ 佐野愛子



[政務調査費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務調査費充当分を算出する。

①(B)[40 時間 00 分]×単価[850 円] = 34,000 円

②総支給額[円]×(B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 54

決裁	会派代表者	(印)	経理責任者	(印)	経理担当者	(印)
----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡・朝日新聞購読料		
年月日	平成30年6月30日~平成	年月日	金額 7,017 円

目的	各方面における情報収集
使途	6月静岡・朝日新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るための手段として活用する

《領収書貼付枠》

2018年6月分 領収証 発証No. []-201806-1

佐野 愛子 様

本郷286

銘柄	部数	金額
静岡新聞	1	2,980*
朝日新聞	1	4,037*

合計金額 **¥7,017***
(消費税込み)
(口座振替分)

釣り銭: 10000:2983 5000: 1000:

「知りたい」に迫る毎日新聞!
新聞協会賞最多29回を受賞。

毎度ご購入有難うございます
上記金額正に領収致しました
年 月 日 領収

担当: 5004 []

有限会社 新聞販売 []
静岡県藤枝市宮原534番地
(054) 639-0126・0903

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	7,017 円	100 %	7,017 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 55

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (自動車燃料代)

7 8 0 - 0 0 4

【 6 月分】 *6/30* (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	1,182	18 円 × 1,182 km / km	21,276

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 佐野愛子

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	21,276 円	100 %	21,276 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

平成30年度

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
6/1	藤枝市役所意見聴取	自宅ー岡出山	30
2	ボースカウト大会情報交換等	自宅ー清水テルサ、焼津	45
3	青島地区社協情報収集、高友会意見聴	自宅ー高州、瀬古	36
4	政策検討会	自宅ー高洲	19
5	県教職員代表者意見聴取	自宅ー静岡	55
6	移住者情報交換会視察	自宅ー県庁	57
7	総合教育会議傍聴	自宅ー県庁	57
8	会派調整会議、焼津知事広聴、小笠、榛原意見聴取	自宅ー県庁、焼津、菊川、金谷	120
9	静岡教員情報収集、難病者意見交換	自宅ー東静岡、駿府	65
10	市ノ瀬観光イベント視察、太鼓文化視察	自宅ー市ノ瀬、岡出山	40
11	島田土木情報収集、FM島田県政報告	自宅ー島田	33
12	県庁部局打ち合わせ、議案説明	自宅ー県庁	56
13	県精神保健福祉総会	自宅ーあざれあ	50
15	建設労情報収集、子どもの水辺活動視察、	自宅ー静岡、稲葉	59
16	シルバー人材センター朝日奈龍星情報収集	自宅ー茶町、朝比奈	40
17	地球環境史ミュージアム視察	自宅ー静岡大谷	63
19	教職員生活協同組合意見交換、連合意見交換	自宅ー静岡	55
20	会派要望書作成提出	自宅ー県庁	57
22	静岡県生活協同組合情報収集	自宅ー静岡	56
23	長田桃農家意見交換	自宅ー用宗	50
24	虹の架け橋打合せ	自宅ー青木	20
25	FM県政報告収録空港進める会	自宅ー島田	39
30	伝統文化意見交換陶芸センター視察	自宅ー葉梨中里	80
合 計			1,182